

令和2年度 第3回 横浜市自転車等施策検討協議会 議事録	
日 時	令和3年3月18日(木) 10:00~12:00
開 催 場 所	市庁舎18階会議室
出 席 者	岡村委員(会長)、角地委員、野田委員、大石委員、井上委員、五反田委員、絹代委員、岡崎委員、木村委員、鈴木委員、福田委員 計11名
欠 席 者	青木委員、阿部委員、金子委員、荻部委員、小嶋委員、八郷委員 計6名
開 催 形 態	公開(傍聴者0名・報道関係者0名)
資 料	次第、委員名簿、説明用資料、「持続可能な自転車駐車場のあり方について」答申案 参考資料(自転車通行帯に関する道路構造令の改正の概要等について)
<p>1. 開会</p> <p>①開会あいさつ</p> <p>※人事異動により新任委員紹介</p> <p>※開会あいさつ後、会議の公開等に関する説明</p> <p>※事務局より配布資料について確認</p> <p>※以降の議事進行を議長に引き継ぎ</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 各施策の実施状況について</p> <p>(事務局)</p> <p>※説明資料を用いて、「各施策の実施状況について」説明</p> <p>(絹代委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の流行によってイレギュラーな年であったが、横浜市としてできることを追求して取り組んだ。 ・ 「まもる」施策について、コロナ禍でも交通安全教室を小学生には108回、幼児には182回開催したということであるが、近年、子供の自転車ルール違反が多くなっており、非常に危険な状態となっている。国の会議でも、スピードが出る自転車を買ってもらっている子供が増加していることや、安全教室が開催しにくくなっている状況であることが報告されている。そのため、子供たちに自転車の正しいルールや乗り方について伝えていくことが必要である。横浜市の小学生以上の子供たちには、学校からタブレット端末等が提供されるようになってきている。来年度の取り組みとしてタブレット等を活用して自転車ルールを伝えるなどの新しい啓発活動も視野にいれて検討してほしい。 ・ 市民向けアンケート調査結果で自転車通行ルールの認知度が70.8%に達したとあるが、体感として、自転車ルールを守っている人はほぼいない。「一時停止の標識がある場所では停止しているか」というアンケートの設問では、6割以上の方が守っている結果となっているが、一時停止している人はまず見かけない。自転車通行ルールを知っていても、自分がルールを守っていないという認識がないのではないか。自転車通行ルールの認知度が増加しているという評価よりも、実際に自転車を利用する時、ルールを守っているかを確認する必要がある。自転車保険の認知については、メディア等を活用して啓発活動を実施したとあるが、来年度は、メディアを活用して 	

自転車保険の加入率を上げるだけでなく、自転車ルールに関しても市民に伝えてほしい。

- ・ 「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の英語表記について、高齢者や若年層に「SHARE」という言葉が正しく伝わっているのか疑問である。来年度以降は、正しく市民に伝わる形で情報を発信し、効果が出る施策としてほしい。

(岡村会長)

- ・ 自転車通行ルールの遵守については、横浜市として直接市民に周知を行うことも重要であるが、市と交通管理者が連携し、自転車ルールの遵守に向けた周知・啓発活動をお願いしたい。神奈川県警の角地委員、ルールの遵守状況について、この1、2年で状況が変わったような実感はあるか。

(角地委員)

- ・ 3年前まで藤沢警察署の交通課に勤務していたが、管内は県内でも自転車事故の多発地域であった。そのため、当時、藤沢警察署では自転車の単純な違反も見逃さないために自転車指導警告票を積極的に活用し、傘さし運転や右側通行等、違反している自転車を見つけるとすぐに止めて、違反者に自転車指導警告票を渡す取り組みを行っていた。その結果、市民に少しずつ意識付けさせることができ、自転車事故件数が前年と比較して30%程度減少した実績がある。小さな違反でも見逃さず、違反者に声掛けしていくことが大切である。

(絹代委員)

- ・ 藤沢警察署のような取り組みを横浜市でも実施していただきたい。横浜市では、警察署の前でも違反している自転車がいるような状況であり、市民は自転車ルールを軽視している感覚があるため、明らかなルール違反があった場合は、警察が違反者へ声掛けや注意をしていただくだけでも効果につながると思う。

(角地委員)

- ・ 意見を参考に、警察としても取り組んでいきたい。

(岡村委員)

- ・ 都内の事例だが、勤務先の東洋大学の目の前にある国道17号では自転車レーンが整備されており、警察が年に数回、現場で自転車の違反者に指導したりやカードを渡したりしている。警察が監視しているとルールを守る傾向がある。警察にも協力いただき、自転車ルールについて知っているつもりになっている人や、知っているけど守ったり守らなかったりという人を、知っている守るというレベルに引き上げる必要がある。

(鈴木委員)

- ・ 「はしる」施策のP.22 鶴見駅周辺の自転車通行空間整備について、新規整備されたC路線とF路線は実際に走行したが、自転車通行空間がわかりやすく示されていた。ただ、他の整備済み路線については、工事で矢羽根の表示が消えてしまったままになっている箇所もある。

(事務局)

- ・ 現場を確認する。舗装の打ち替え工事は10年に1回程度実施しており、通常、工事後は元通りに復旧することになっている。

(鈴木委員)

- ・ コロナ禍で1年経過して、世界的に自転車の生産が不足している。メーカーによっては在庫がな

くなったり納車が来年の夏などの状況になったりしているケースもある。そのため、今まで使っていなかった昔の自転車が使われることもあり、ブレーキ故障等で修理が必要な自転車であるにも関わらず、街中を走っている。また、自転車ルールを正しく理解しないまま危険な運転をする自転車が増えている現状もあるので、自転車ルールの周知に向けて、なるべく早くリーフレットなどを市民に配った方が良い。

(事務局)

- ・ 啓発活動を進めていきたい。

(絹代委員)

- ・ 「はしる」施策の今後の整備計画について伺いたい。昨年の協議会で横浜市自転車ネットワーク路線に環状2号のかなり危険な箇所が含まれていることについて、委員から様々な指摘があったかと思う。参考資料「自転車通行帯に関する道路構造令の改正の概要等について」では、設計速度 60km/h 以上は原則自転車道整備と記載されている。横浜市において自転車道を作ることが現実的なのか。今後、小さい子供も含めて一般の方が自転車で安心して走行できるように、自転車ネットワークの見直しを行い、現実に見合った自転車ネットワークとするべきではないか。

(事務局)

- ・ 自転車ネットワークの見直しについては、ご意見として承る。

(絹代委員)

- ・ 子供向けの自転車ルール啓発について、リーフレットを配布することも良いが、保育園や学校などでは子供が目につくところにポスターを貼るなど、子供でも見て気づくようにすることが重要である。学校では、PTA 等の組織と連携し、誰でも見てわかる施策を実施していくことが必要である。是非、効果が出る施策を追求してほしい。

(事務局)

- ・ 今年は、SNS を活用した新たな取り組みを行ってきた。市民に見ていただいて初めて効果があるので、ポスター等の活用も検討しながら効果的な啓発を進めていく。

(事務局)

- ・ 本日欠席している阿部委員から「自転車の交通安全教育については、小さい年齢で基本をしっかりおさえることが必要である。」という意見をいただいた。デンマーク式の自転車教育が注目されていることや、京都市では自転車の安全教育を中心とした交通学習施設でデンマーク式の自転車教室を実施するといった事例を伺っている。
- ・ 「スタンプラリーで運動を促すことは良い取り組みであり、運動へのモチベーションを高める一つとして自転車をスタンプラリーと絡めて紹介することは非常に良いことである。また、自転車に乗ることを自分ごとにしてもらうため、より身近な機会を提供する意味で人気スポットだけでなく地元の人でも知る人ぞ知るような場所や体験を取り入れたコンパクトな提案を考えられないか。その際に1人か2人でも楽しめる仕掛けも良いと思う。」というコメントをいただいた。

(岡崎委員)

- ・ 今年度のスタンプラリーは、コロナ禍によって新たな要素が加わったスタンプラリーであった。それが、3密回避と、外出や運動する機会の創出という二点である。
- ・ スタンプラリーの他に「いかす」施策という点でできることはないか考えても良いのではないか。

「マイクロツーリズム」という概念が世の中に浸透しつつあり、観光業界では当たり前のようにはやらなければならないこととなっている。マイクロツーリズムとは、地元を見つめなおし、魅力を再発見するということであり、自転車というツールを使って、まちの魅力を再発見するというような別視点での自転車の活用の仕方を横浜市としても提案していけたら良いのではないかと
思う。

- ・ 投稿型サイクリングマップについて、ポータルサイトとして良い取り組みかと思うが、プロモーションが足りておらず、浸透していないように感じる。投稿件数が46件と少ないため、どうすれば情報を投稿していただけるか工夫が必要である。

(事務局)

- ・ 新たなイベントについては今後検討していければと思うので、その時はご助言いただきたい。
- ・ 投稿型サイクリングマップは始まったばかりであるため、市民への周知に向けて委員の皆様にもご協力いただければと思う。

(2) 指標の達成状況について

(事務局)

※説明資料を用いて、「指標の達成状況について」説明

(福田委員)

- ・ P.57の計画の指標について、達成している指標も多いが、「附置義務条例による集客施設の駐輪場収容台数の増加」が目標値と比べて極端に達成率が低い結果となっている。これについて、目標が高すぎたのか、それとも低い理由があるのか。

(事務局)

- ・ 条例を制定する際に集客施設の新設件数を想定して収容台数の目標数値を決めている。しかし、想定より集客施設の立地が進まなかったため、結果的に目標値より大幅に収容台数が少ない結果となった。

(岡村会長)

- ・ 集客施設ができたところには、駐輪施設もできているということである。

(絹代委員)

- ・ P.56の「自転車通行ルールの認知」が70.8%というのは、何を根拠に出した数値なのか。

(事務局)

- ・ P.61の意識調査で自転車通行ルールの認知度に関する設問の回答において、棒グラフの平均から70.8%という値を算出している。

(絹代委員)

- ・ 「自転車通行ルールの認知度」とあるが、実際の設問を見ると「あなたが気を付けていることを教えてください」なので、認知度ではなく遵守度ではないか。アンケートで、知っているかと守っているかの2段階で聞くと、認知度と遵守度の差が出てくる。今後アンケートを行うのであれば、認知度と遵守度の両方を設問に入れると、回答者も、自転車ルールの認識と遵守とにずれがあることに自ら気付くきっかけにもなるかと思う。

(事務局)

- ・ アンケートの設問については工夫していきたい。アンケートは来年度も実施予定である。

(岡村会長)

- ・ 経年調査なので、設問を変えづらい面もあるかと思う。

(事務局)

- ・ 経年変化を分析するため、現在の設問は残し、新たな設問を加えることを検討したい。

(絹代委員)

- ・ アンケートの結果があったとしても、現状で自転車ルールを守っていなければ、そもそも指標として適切と言えるのか。経年変化を重視するのか、現状に見合ったデータが取れる調査とするのか検討いただきたい。

(岡村委員)

- ・ 3年は意識調査を継続するべきである。4年目は計画指標の目標値を見直すことも含めて、設問を変えても良いかもしれない。

(3) 持続可能な自転車駐車場のあり方検討部会の報告、答申案の審議について

(事務局)

※「持続可能な自転車駐車場のあり方について」答申案を説明

(岡村会長)

- ・ 答申案をこの協議会で審議いただき、答申となる。

(木村委員)

- ・ 施策2の駐輪場の階層等によって料金差を設ける場合、駐輪場の設備についても新たな料金体系に対応した設備にしていきたい。
- ・ 駐輪場料金の支払い方法について、キャッシュレス決済の促進を是非進めていただきたい。
- ・ キャッシュレス決済を進めるにあたって、市会計規則の改定についても検討課題として認識いただきたい。

(福田委員)

- ・ 附置義務条例の運用開始からまだ2年程度しか経っていない状況である。答申案のP.12「附置条例をより効果的に活用してもらいたい」とあるが、民間事業者も工夫、努力して取り組めるような施策を是非検討してほしい。「従業員のなかでも自転車で通いたいという人が増えているので、駐輪場を設置してください」というような、前向きな投げかけやそれを促す、助成する、周知する、やり方を教えるなどの施策を検討していきたい。

(岡村会長)

- ・ 答申案のP.12「附置条例をより効果的に活用」とあるが、例えば「効果の検証」として、自転車の駐輪場は、基本的には足りないという認識があるとはいえ、自動車の駐車場であれば余っているところもあり、駐輪場も中期的に見れば数の検証等をしていく必要がある。「しっかり検証を行う」という観点も追記して良いかと思う。来年度は附置義務条例の運用開始から3年目となり、効果の検証は必要である。
- ・ 施策4の冒頭部分に「附置条例の対象拡大の検討」とあるが、ここは、主文に値するので、「明ら

かにこういう問題があるからこうである」というような裏付けが必要ではないか。

(事務局)

- ・ 「現状の附置義務条例の制度を検証した上で、必要があれば対象拡大を検討するなど」というような書き方に修正する。

(岡村会長)

- ・ できれば答申を早く出して、具体的な検討を市に始めていただきたいが、もう少し議論をした方が良いということであれば、継続で議論していくことも考えられる。

(事務局)

- ・ 本日欠席の小嶋委員からは、「施策対応の時間軸について短期、中期、長期とはどれくらいの期間を想定しているのか、書ける範囲で書いたほうが良い。」という意見をいただき、答申案P.17に概ねの期間を明記した。また「指定管理者にいろいろと提案していただくのは良いことだと思う。」という意見もいただいた。
- ・ 八郷委員からは、「公共交通に関して、「基本的な考え方」にバス等も含めた公共交通とのバランスを図るということで、うまく入れていただいた。」という意見をいただいている。
- ・ 阿部委員からは、「パーソナルモビリティという視点で考えた場合に、三輪自転車や障害者が使う自転車なども含めるべきである。」という意見をいただいた。これについては、「基本的な考え方」に「多様化する車両」「将来的なニーズ」として反映している。

(岡村会長)

- ・ その他、ご意見、ご質問等はあるか。

(一同)

特になし

(岡村会長)

- ・ 答申として出して良いか、お諮りする。答申について、今日の意見を踏まえて、事務局及び会長に一任するか、各委員に改めて内容確認してもらうか、いかがか。

(福田委員)

- ・ 附置義務条例について十分に配慮していただければ、会長一任で問題ない。

(岡村会長)

- ・ 附置義務条例については、「検証し、必要に応じて」等の書き方に修正し、市民・事業者の負担が増えるようなところについては配慮する。
- ・ 事務局及び会長の一任で答申として良いか。

(一同)

異議なし

(岡村会長)

- ・ それでは、事務局と会長で答申について引き取らせていただき、修正をもって、答申(案)の(案)をとることとする。

(事務局)

- ・ 答申について、限られた期間の中で、部会のメンバーをはじめ委員の皆様にご議論いただきありがとうございました。内容については、会長・事務局で修正して答申とさせていただきます。いただい

た答申を基に、来年度、市として考え方を整理していく。委員の方々には、引き続きよろしくお願ひします。

- ・ 次回の協議会の日程については、10月頃を予定している。

3. 閉会